

自転車ヘルメットアドバイザー

1 アドバイザー制度の趣旨

西条警察署長が自転車ヘルメットを取り扱っている管内の自転車販売事業者の方を、「自転車ヘルメットアドバイザー(以下アドバイザーで説明)」に委嘱し、アドバイザーが自転車やヘルメットの購入・修理で来店したお客様に、ヘルメットの必要性や効果を説明して普及を図り、官民が協働して事故発生時の被害軽減を図ろうとする制度です。

2 自転車事故やヘルメット着用の現状

昨年の県内の自転車関与の人身事故は、発生 864 件（全体の 17.0%）、死者 17 人（21.8%）、傷者 810 人（13.6%）で、前年に比べ、発生と傷者数は減少したものの、死者は 4 人増加しました。

西条署管内でも昨年 3 人の方が自転車乗車中に亡くなりましたが、いずれもヘルメットを被っておらず、うち 2 人は自損転倒で頭部損傷が死亡原因でした。

自転車ヘルメットは、幼児・児童・中高校生の間では法律や校則によって義務化され、高比率で着用されていますが、一般成人や高齢者の間での着用率は低調です。